

「全管連 第56回 代表者会議報告」

4月22日(火)、NPO法人全国マンション管理組合連合会の代表者会議が、全国から18団体40名の役員が参加し、三浦市の「マホロバ・マインズ三浦」で開催されました。埼玉ネットからは、佐々木会長が出席しましたので主な会議の結果を報告します。

1、地上デジタル化に伴うマンション電波障害対策施設の取り扱いについて  
全管連では、3月11日に、増田総務大臣宛に地上デジタル化に伴う電波障害対策施設改造費用の国庫負担等について要望書を提出しましたが、回答がありませんでした。全管連ではこの問題を何とか国会論議に乗せるため野党第一党である民主党に働きかけた結果、国会議員からの「質問主意書」という形で国会の場にのせることに成功しました。

が、回答は、今後検討するという慰労無礼なもので全管連では、今後さらに参議院の審議の場において質問をしてもらう等の取り組みを強化することに決定されました。

2、マンションコミュニティ強化対策

自民党が議員立法として「コミュニティ活動基本法(仮称)」を国会に提出しようとしておりますが、都市型住宅として定着しているマンションには、全く触れておりません。

3、長期修繕計画の標準様式の設定  
各、管理組合で作成されている長期修繕計画は、書式・周期・単価等がバラバラで第三者がチェックすることが難しい、又、当初非常に低い修繕積立金が設定されているなど問題も多い。それで、マンション管理センターが中心と

なって「長期修繕計画のあり方検討委員会」が開催され、全管連からは、日住協の大和副会長が委員として出席されました。

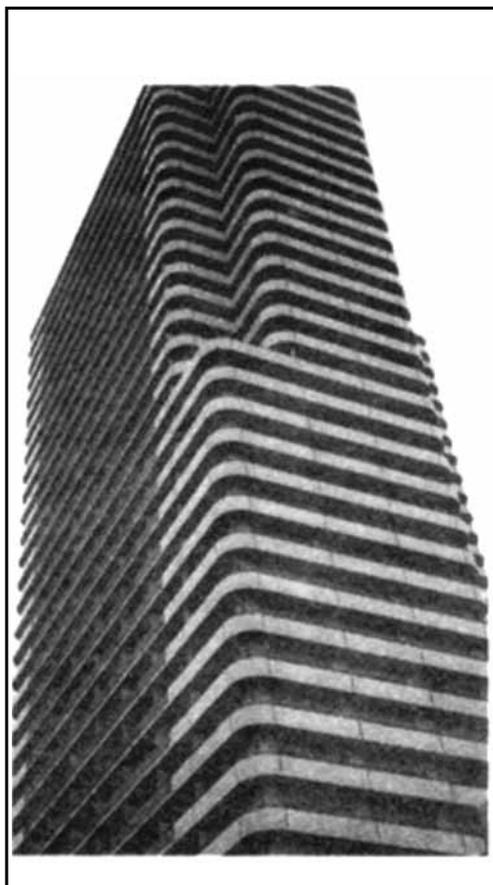
検討委員会の報告書に対して、販売初期の修繕積立金を低く設定し、後で値上げする「案」はおかしい、修繕周期の12年は実績とし乖離している、実態調査すべきなど意見が提起されました。

4、新たな管理方式検討委員会

居住者の高齢化等で役員の成り手が不足するとして、国交省主催の委員会で新たな管理方式が検討されましたが、4月10日に検討結果が公表されました。

当初は理事会を廃止する、業者を管理者にする、信託方式にするといった抜本的な結論が出るのではないかと騒がれていましたが、結果は、新たな管理方式は今の理事会方式の補完的位置付とのこと、管理組合の主体性が損なわれることは、ない模様です。

以上



**納得、安心のできる管理**

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

**日本高層管財株式会社**

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053  
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463